

# 令和2年度保険料率について

# 1. 令和2年度都道府県単位保険料率算定のポイント

- 令和2年度は、平成30年度の各支部の医療給付費等の実績に基づき、新たな保険料率に見直す
- 平均保険料率は10%
- 今回より激変緩和措置終了、インセンティブ制度開始
- 4月納付(3月賦課)分の保険料率から新たな保険料率に変更

## 2. 協会けんぽの収支見込み（医療分）

《前年度の収支見込み（及び決算）との差について》

（単位：億円）

		H30年度	R1年度		R2年度		備考
		決算 (a)	直近見込 (R1年12月) (b)	R1-H30 (b-a)	政府予算案を 踏まえた見込 (R1年12月) (c)	R2-R1 (c-b)	
収入	保険料収入	91,429	96,149	4,720	99,389	3,240	H24-R1年度保険料率： 10.00% R2年度保険料率： 10.00% R2年度減額国庫： 333
	国庫補助等	11,850	12,110	261	12,669	559	
	その他	182	619	437	290	▲ 329	
	計	103,461	108,879	5,417	112,348	3,469	
支出	保険給付費	60,016	63,912	3,897	67,261	3,349	○R2年度の単年度収支を均衡 させた場合の保険料率 R2年度均衡保険料率： 9.45%
	前期高齢者納付金	15,268	15,246	▲ 22	15,307	62	
	後期高齢者支援金	19,516	20,999	1,483	21,040	41	
	退職者給付拠出金	208	2	▲ 206	1	▲ 1	
	病床転換支援金	0	0	0	0	0	
	その他	2,505	3,644	1,139	3,295	▲ 349	
	計	97,513	103,802	6,290	106,903	3,101	
単年度収支差		5,948	5,076	▲ 872	5,445	368	
準備金残高		28,521	33,597	5,076	39,042	5,445	

注) 端数整理のため、計数が整合しない場合がある。

令和元年12月25日付「令和2年度政府予算案を踏まえた収支見込みについて」

### 【医療分】

令和2年度協会けんぽの収支見込みについては、平均保険料率を10%と設定した上で、政府予算案（診療報酬改定等）を踏まえて算出した結果、単年度収支差は5,400億円、令和2年度末時点の準備金残高は3兆9,000億円が見込まれます。

収入について、収入総額は令和元年度（決算見込み）から3,500億円の増加となる見込みです。これは、保険料を負担する被保険者の増加や標準報酬月額の上昇により、保険料収入が3,200億円増加する見込みになったことによるものです。このほか、国庫補助についても560億円増加する見込みですが、これは、補助対象の保険給付費が増加したことに伴うものです。

支出について、支出総額は令和元年度（決算見込み）から3,100億円増加する見込みです。これは、加入者や一人当たり給付費の増加により、保険給付費が増加する見込みであることによるものです。

### 3. 令和2年度栃木支部保険料率

	栃木支部	全国	備考
第1号保険料率（A）	5.14%	5.27%	医療給付費に係る部分
第2号保険料率（B）	3.89%	3.89%	現金給付費等、前期高齢者納付金、後期高齢者支援金 の他、栃木支部にはインセンティブ制度による加算額に係る 部分
インセンティブ加算分	0.004%	—	
第3号保険料率（C）	0.88%	0.87%	業務経費、一般管理費、準備金積立て、平成30年度精 算分に係る部分
収入等見込額相当率（D）	0.03%	0.03%	日雇特例被保険者保険料収入、雑収入、平成30年度精 算分の他、減算される支部にはインセンティブ制度による減 算額に係る部分
共通	0.03%	0.03%	
平成30年度清算分	—	—	
インセンティブ減算分	—	—	
保険料率（A）+（B）+（C）-（D）	9.88%	10.00%	

令和元年度保険料率	9.92%
令和元年度保険料率との差	-0.04%

※端数整理のため、計数が整合しない場合がある

## 4. 令和2年度都道府県単位保険料率の算定方法

令和2年度の都道府県単位保険料率を、第1号都道府県単位保険料率、第2号都道府県単位保険料率、第3号都道府県単位保険料率を合算し、収入等見込額相当率を控除して、得られた値を0.01%単位で四捨五入して求める。

$$\begin{aligned} \text{令和2年度の} \\ \text{栃木支部保険料率} &= \text{第1号保険料率} \\ &+ \text{第2号保険料率} \\ &+ \text{第3号保険料率} \\ &- \text{収入等見込額相当率} \end{aligned}$$

## 5. 令和2年度栃木支部第1号保険料率

第1号保険料率：医療給付費に係る部分

- 第1号都道府県単位保険料率は、令和2年度の医療給付費に①年齢調整額及び②所得調整額を加算して得た額を、当該支部の総報酬額で除して計算する。

$$\text{栃木支部第1号保険料率} = \frac{\text{支部第1号経費} + \text{年齢調整} + \text{所得調整}}{\text{支部総報酬額}}$$

### ①年齢調整額

年齢調整額は、平均給付費から標準給付費を減算して計算する。

平均よりも年齢構成が高い場合は減算する（料率が下がる）

平均よりも年齢構成が低い場合は加算する（料率が上がる）

平均給付費

全国計の加入者1人当たり医療給付費に栃木支部の加入者数を乗じた額。

$$126,648\text{円} \times 5,619\text{百人} \\ = 71,159\text{百万円}$$

標準給付費

年齢階級ごとに、当該年齢階級における全国計の加入者1人当たり医療給付費に当該年齢階級における栃木支部の加入者数を乗じて得た額を全ての年齢階級について合計した額。

$$71,537\text{百万円}$$

$$= -378\text{百万円}$$

# 5. 令和2年度栃木支部第1号保険料率

## ②所得調整額

所得調整額は支部総報酬按分給付費に総報酬按分率を乗じた額から平均給付費を減算して計算する。

<p>支部総報酬按分給付費×総報酬按分率</p> <p>全国計の医療給付費に栃木支部の総報酬額を全国計の総報酬額で除した率を乗じた額。</p> $5,236,260 \text{ 百万円} \times \frac{1,343,140 \text{ 百万円}}{99,374,307 \text{ 百万円}}$ <p>= 70,773百万円</p>	-	<p>平均給付費</p> <p>全国計の加入者1人当たり医療給付費に栃木支部の加入者数を乗じた額。</p> $126,648 \text{ 円} \times 5,619 \text{ 百人}$ <p>= 71,159百万円</p>	=	<p>- 386 百万円</p>
--	---	--	---	----------------------

## 第1号保険料率

栃木支部  
第1号保険料率

**5.1410%**

$$= \frac{\text{支部第1号経費 } 69,815 \text{ 百万円} + \text{①年齢調整額 } - 378 \text{ 百万円} + \text{②所得調整額 } - 386 \text{ 百万円}}{\text{支部総報酬額 } 1,343,140 \text{ 百万円}}$$

## 6. 令和2年度栃木支部第2号保険料率

第2号保険料率：現金給付費等、前期高齢者納付金、後期高齢者支援金、インセンティブ制度による加算額等に係る部分

○ 第2号都道府県単位保険料率の計算にあたっては、インセンティブ制度の加算額の算定に平成30年度実績の総報酬額を用いるため、インセンティブ分とそれ以外に区分けして計算する。

### ① インセンティブ分以外

令和2年度の現金給付費等、前期高齢者納付金、後期高齢者支援金等経費に総報酬按分率を乗じて得た額を、栃木支部の総報酬額で除して計算する。（全国一律の保険料率となる）

$$\frac{3,865,972 \text{ 百万円} \times 1.3516\%}{1,343,140 \text{ 百万円}} = \begin{array}{l} \text{全国共通} \\ \text{第2号保険料率} \\ 3.8903\% \end{array}$$

### ② インセンティブ分

インセンティブ制度による栃木支部の加算額を、栃木支部の総報酬額で除して計算する。

$$\frac{3,865,972 \text{ 百万円}}{1,343,140 \text{ 百万円}} = \begin{array}{l} \text{インセンティブ分} \\ \text{第2号保険料率} \\ 0.0037\% \end{array}$$

### 第2号保険料率

$$\begin{array}{l} \text{栃木支部} \\ \text{第2号保険料率} \\ \mathbf{3.8940\%} \end{array} = \begin{array}{l} \text{全国共通} \\ \text{第2号保険料率} \\ 3.8903\% \end{array} + \begin{array}{l} \text{インセンティブ分} \\ \text{第2号保険料率} \\ 0.0037\% \end{array}$$



## 7. 令和2年度栃木支部第3号保険料率

第3号保険料率：業務経費、一般管理費、準備金積立て、平成30年度精算分に係る部分

○ 第3号都道府県単位保険料率の計算にあたっては、平成30年度精算分の料率が支部ごとに異なるため、平成30年度精算分とそれ以外に区分けして計算する。

① 平成30年度精算分以外

○ 令和2年度の第3号経費に総報酬按分率を乗じて得た額を、栃木支部の総報酬額で除して計算する。

(全国一律の保険料率となる)

$$\frac{865,432 \text{ 百万円} \times 1.3516\%}{1,343,140 \text{ 百万円}} = \text{全国共通第3号保険料率 } 0.8709\%$$

② 平成30年度精算分

○ 平成30年度の当該支部の収支差がマイナスの場合、当該支部の総報酬額で除して計算する。

(当該支部の収支差がプラスの場合はゼロとなる)

平成30年度  
栃木支部  
収支差

▲112百万円

$$\frac{112 \text{ 百万円}}{1,343,140 \text{ 百万円}} = \text{精算分第3号保険料率 } 0.0083\%$$

第3号保険料率

栃木支部  
第3号保険料率

**0.8792%**

$$= \text{全国共通第3号保険料率 } 0.8709\% + \text{精算分第3号保険料率 } 0.0083\%$$

## 8. 令和2年度栃木支部収入等見込額相当率

収入等見込額相当率：日雇特例被保険者保険料収入、雑収入、平成30年度精算分  
の他、栃木支部にはインセンティブ制度による減算額に係る部分

○ 収入等見込額相当率の計算にあたっては、平成30年度精算分及びインセンティブ制度  
の減算額に係る料率が支部ごとに異なるため、平成30年度精算分、インセンティブ分とそれ  
以外とに区分けして計算する。

① 平成30年度精算分及びインセンティブ分以外

○ 令和2年度のその他収入に総報酬按分率を乗じて得た額を、栃木支部の総報酬額で除して計算する。

(全国一律の保険料率となる)

$$\frac{30,234\text{百万円} \times 1.3516\%}{1,343,140\text{百万円}} =$$

全国共通  
収入等見込額相当率

**0.0304%**

② 平成30年度精算分

○ 平成30年度の当該支部の収支差がプラスの場合における当該額を、当該支部の総報酬額で除して計算する。

(当該支部の収支差がマイナスの場合はゼロ%とする)。

平成30年度 栃木支部収支差 ▲112百万円

収入等見込額相当率  
(清算分)

**0%**

③ インセンティブ分

○ インセンティブ制度による当該支部の減算額を、当該支部の総報酬額で除して計算。

栃木支部 インセンティブ減算額 0円

収入等見込額相当率  
(インセンティブ分)

**0%**

# 令和 2 年度栃木支部保険料料率の算定基礎データ（参考）

## 令和2年度都道府県単位保険料率の算定に係る基礎データ

- 医療給付費に関する都道府県単位保険料率は、下記の基礎データを用いて算定する（年齢調整及び所得調整を含む）。

- ・都道府県支部別・年齢階級別加入者数
- ・都道府県支部別医療給付費
- ・年齢階級別加入者 1 人当たり医療給付費
- ・都道府県支部別総報酬額

- 注
- ・上記の都道府県支部別・年齢階級別加入者数及び都道府県支部別総報酬額については、平成30年度の実績データを集計したものに、全国計における令和2年度の見込み値の平成30年度の実績値との比率を乗じて算出。
  - ・また、都道府県支部別や年齢階級別の医療給付費については、平成30年度の実績データを集計したもから、東日本大震災及び平成30年7月豪雨に伴う窓口負担の減免措置に係る影響額（窓口負担減免額及び波及増分に係る額）を控除したうえで、全国計における令和2年度の見込み値との比率を乗じて算出。
  - ・なお、医療給付費については、国庫補助金及び特別の事情に係る額（原子爆弾被爆者に係る医療費及び療養担当手当に係る額等）を控除している。

- 上記のほか、都道府県単位保険料率の算定にあたっては、「健康保険法第160条第3項第2号経費」、「同条第3号経費」、「平成30年度の都道府県支部別の収支差」及び「インセンティブ制度による都道府県支部別加減算額」も必要となる。

○ 令和2年度保険料率の算定に使用する係数  
基礎データ（令和2年度見込み）

項目		栃木	全国
加入者1人当たり医療給付費		124,255円	126,648円
加入者数		5,619百人	413,450百人
年齢階級別 (単位百人)	0~4	260	19,916
	5~9	300	22,056
	10~14	322	22,822
	15~19	335	24,463
	20~24	349	27,111
	25~29	355	27,461
	30~34	422	30,753
	35~39	481	34,113
	40~44	557	39,768
	45~49	537	40,093
	50~54	436	33,520
	55~59	412	30,908
	60~64	414	29,064
	65~69	291	20,978
70~	149	10,423	
都道府県支部別医療給付費		69,815百万円	5,236,260百万円
都道府県支部別総報酬額		1,343,140百万円	99,374,307百万円

( P 5、6で使用)

# ○ 令和2年度保険料率の算定に使用する係数 仕訳表（令和2年度見込み）

【支出】	（百万円）
法第160条第3項第1号経費	
・医療給付費（国庫補助を除く）	5,236,260
法第160条第3項第2号経費	
・現金給付費等（国庫補助、日雇拋出金を除く）	445,544
・拋出金等（国庫補助を除く）	3,420,428
・前期高齢者納付金	1,316,486
・後期高齢者支援金	2,103,860
・退職者給付拋出金	68
・病床転換支援金	13
法第160条第3項第3号経費	
・協会業務経費（国庫補助を除く）	164,588
・一般管理費（国庫負担を除く）	49,478
・貸付金	166
・雑支出	69,720
・準備金積立て	544,454
*事務経費・雑支出（国）	37,027
合 計	9,967,665

P7

P8

【収入】	
保険料収入	
・保険料収入（一般分）	9,937,431
その他収入	
・貸付金返済収入	166
・雑収入	25,356
*日雇特例被保険者保険料収入	1,463
*雑収入等（国）	3,249
合 計	9,967,665

- ・ \* については、国の予算において計上されるもの。
- ・ 第1号経費の医療給付費は、特別の事情に係る額（原爆医療費及び療養担当手当に係る額等）を控除したものであり、当該控除額は第2号経費の現金給付費等に含まれている。
- ・ 第2号経費及びその他収入において、インセンティブ制度による加算額及び減算額は含まれていない。
- ・ 第3号経費及びその他収入において、平成30年度の都道府県支部ごとの収支における収支差の精算分は含まれていない。

○ 令和2年度都道府県単位保険料率における保険料率別の支部数  
(暫定版)

保険料率10.0%を超える支部 24支部

保険料率 (%)	支部数
10.73	1
10.41	1
10.34	1
10.33	1
10.32	1
10.30	1
10.28	1
10.25	2
10.22	2
10.20	1
10.17	2
10.15	1
10.14	3
10.07	1
10.06	1
10.05	1
10.03	1
10.01	2

保険料率10.0%を下回る支部 23支部

保険料率 (%)	支部数
9.99	1
9.97	1
9.95	1
9.93	1
9.92	1
9.91	1
栃木 9.88	3
9.87	1
9.81	2
9.79	1
9.77	4
9.75	1
9.73	1
9.71	1
9.70	1
9.59	1
9.58	1

# ○ 令和2年度都道府県単位保険料率の令和元年度からの変化 (暫定版)

令和元年度保険料率以上となった支部 23支部

令和元年度保険料率よりも下がった支部 24支部

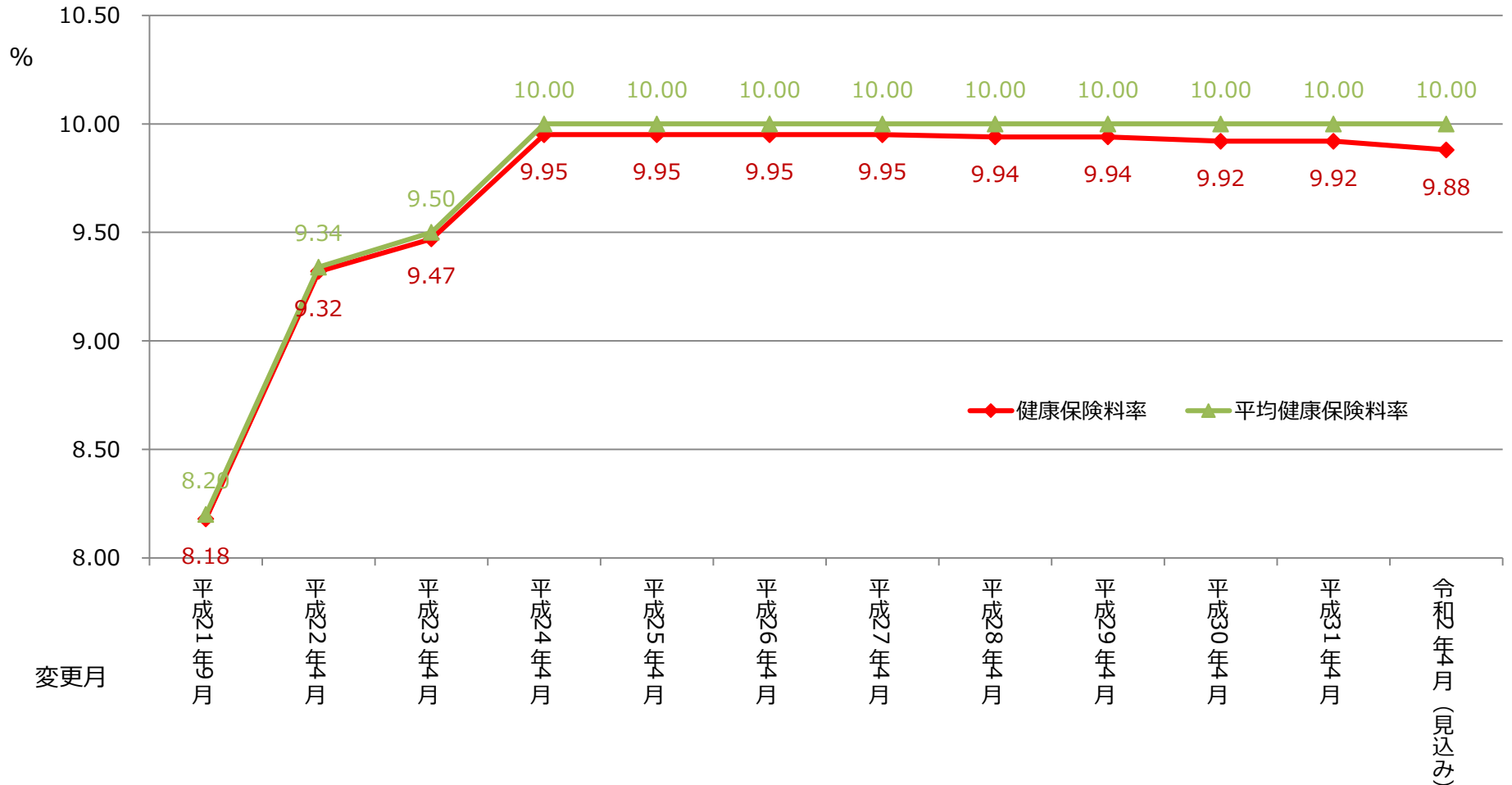
令和元年度保険料率 からの変化分		支部数
料率 (%)	金額 (円)	
+0.15	+210	1
+0.11	+154	1
+0.10	+140	1
+0.09	+126	2
+0.08	+112	1
+0.07	+98	2
+0.06	+84	1
+0.05	+70	1
+0.03	+42	2
+0.02	+28	6
+0.01	+14	3
0.00	0	2

令和元年度保険料率 からの変化分		支部数
料率 (%)	金額 (円)	
▲0.01	▲14	3
▲0.02	▲28	5
▲0.03	▲42	3
栃木 ▲0.04	▲56	3
▲0.05	▲70	2
▲0.06	▲84	1
▲0.07	▲98	2
▲0.08	▲112	1
▲0.09	▲126	1
▲0.11	▲154	1
▲0.12	▲168	1
▲0.13	▲182	1

- 注1. 「+」は令和2年度保険料率が令和元年度保険料率よりも上がったことを、「▲」は下がったことを示している。  
 2. 金額は、標準報酬月額28万円の者に係る保険料負担（月額、労使折半後）の増減である。



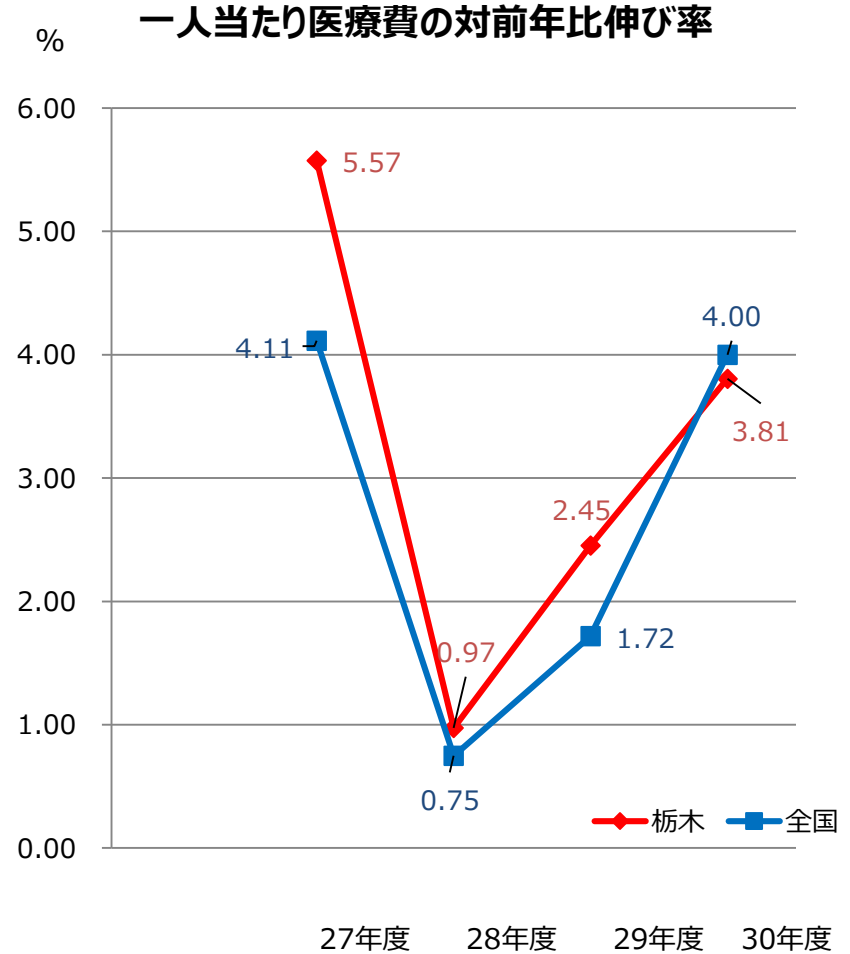
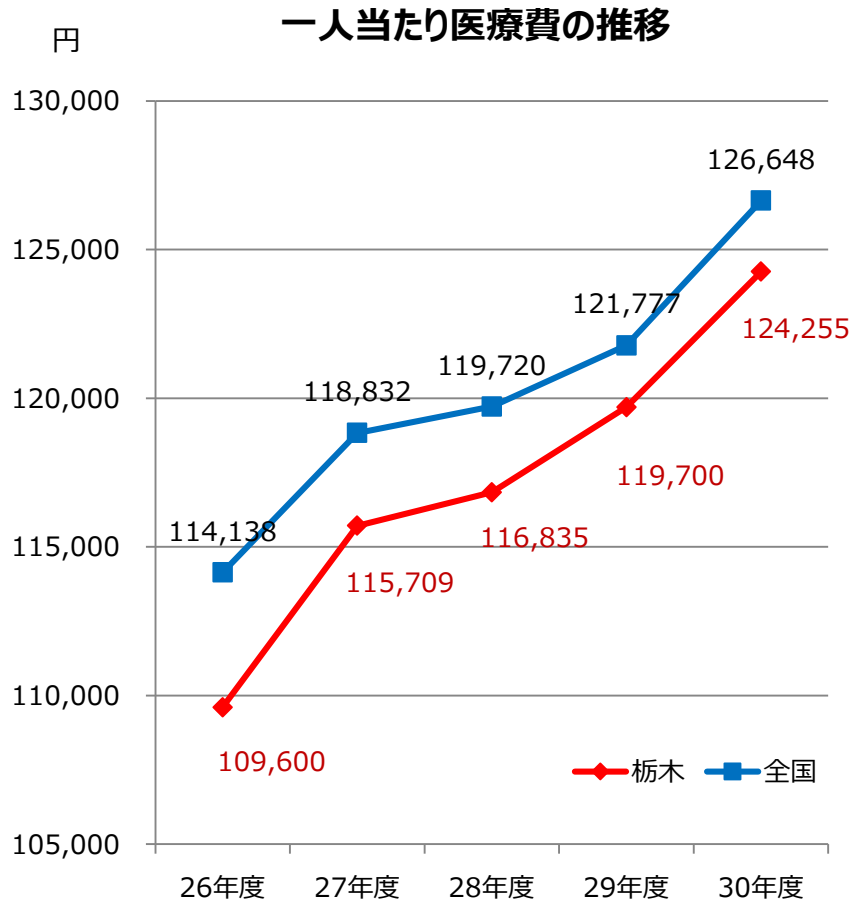
## ○ 栃木支部健康保険料率の推移



激変緩和率の推移	1/10	1.5/10	2/10	2.5/10	2.5/10	2.5/10	3.0/10	4.4/10	5.8/10	7.2/10	8.6/10	10/10 (解消)

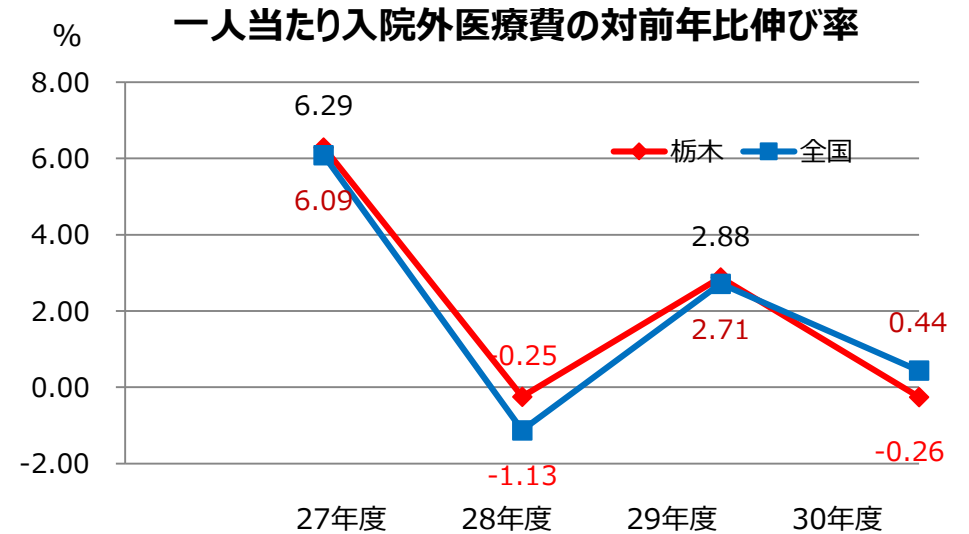
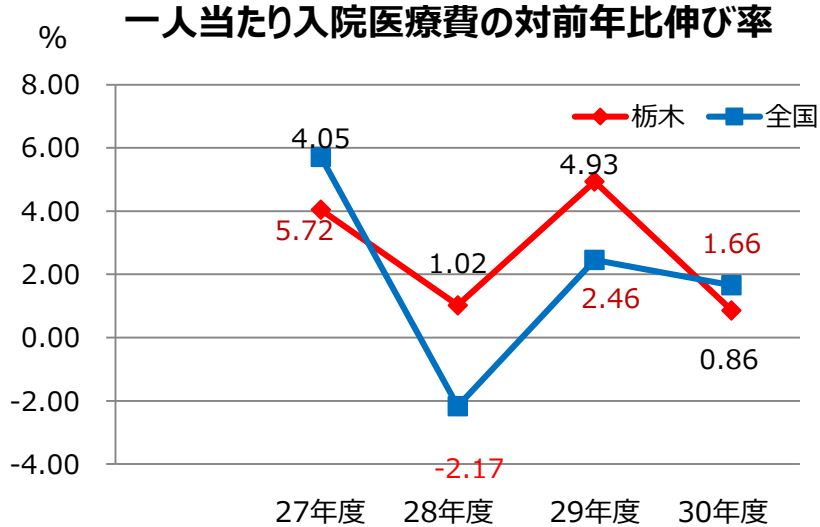
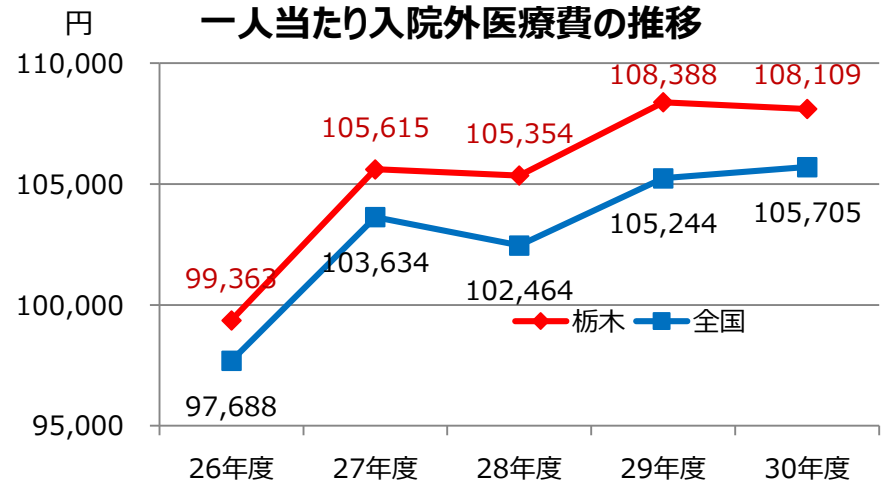
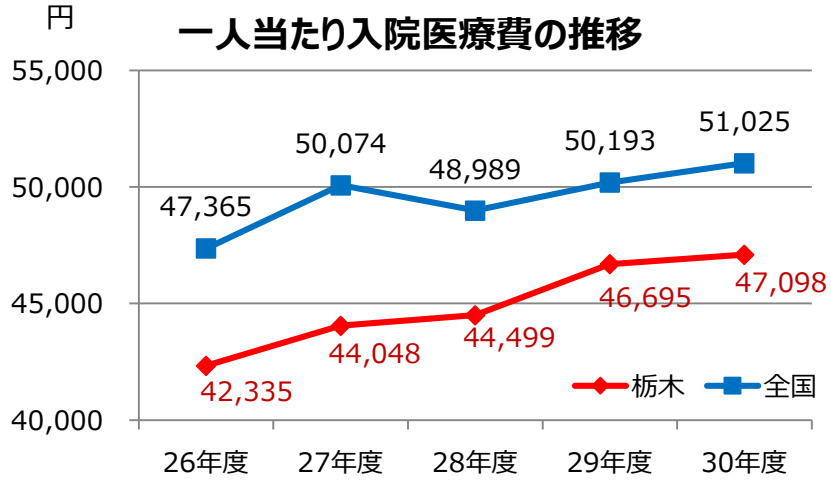
- ・平成21年9月より全国一律の保険料率から、都道府県単位保険料率へ変更となった。
- ・保険料率変更の開始月は、変更後の保険料率に基づく納付月となっている。

# ○ 栃木支部医療費の動向（暫定版）



※平成30年度は支部集計による暫定値

# ○ 栃木支部医療費の動向（暫定版）



※平成30年度は支部集計による暫定値

## 9. 介護保険の令和2年度保険料率について

介護保険の保険料率については、単年度で収支が均衡するよう、介護納付金の額を総報酬額で除したものを基準として保険者が定めると健康保険法で法定されている。

令和2年度は、令和元年度末に見込まれる不足分(467億円)も含め、単年度で収支が均衡するよう1.79%(4月納付分から変更)とする。

(参考)

健康保険法160条16項

介護保険料率は、各年度において保険者が納付すべき介護納付金(日雇特例被保険者に係るものを除く。)の額を当該年度における当該保険者が管掌する介護保険第2号被保険者である被保険者の総報酬額の総額の見込額で除して得た率を基準として、保険者が定める。

各年度の介護保険料率は、次の算式により得た率を基準として、保険者が定めることとなっている。

$$\text{介護保険料率} = \frac{\text{介護納付金の額}}{\text{介護保険第2号被保険者(40歳～64歳)の総報酬額総額の見込}}$$

1.73%から令和2年4月以降に1.79%へ引き上げた場合の令和2年度の保険料負担の影響(被保険者1人当たり、労使折半前)

〔年額〕 2,597円 (74,874円 → 77,471円) の負担増

〔月額〕 192円 (5,536円 → 5,728円) の負担増

(注1) 標準報酬月額を320,000円、賞与月額を年1.525月とした場合の負担を算出したものである。

(注2) 「年額」は令和元年度(12か月分)と賞与の影響額であり、「月額」については標準報酬月額によって算定したものである。

# 10. 協会けんぽの収支見込み（介護分）

（単位：億円）

		30年度	R1年度	R2年度	備考
		決算	直近見込 (R1年12月)	政府予算案を踏まえた見込 (R1年12月)	
収入	保険料収入	8,664	10,091	10,905	H30年度保険料率： 1.57% R1年度保険料率： 1.73% R2年度保険料率： 1.79% 納付金対前年度比 ⇒ ▲208
	国庫補助等	879	515	-	
	その他	-	-	-	
	計	9,543	10,606	10,905	
支出	介護納付金	10,130	10,671	10,463	
	その他	18	-	-	
	計	10,148	10,671	10,463	
単年度収支差		▲ 605	▲ 65	443	
準備金残高		▲ 403	▲ 467	▲ 25	

注) 端数整理のため、計数が整合しない場合がある。

令和元年12月25日付 「令和2年度政府予算案を踏まえた収支見込みについて」

## 【介護分】

介護保険の保険料率については、単年度で収支が均衡するよう、介護納付金の額を総報酬額で除したものを基準として算出することになります。令和2年度の介護納付金の金額や令和元年度末に見込まれる不足分等を踏まえると、令和2年度の介護保険料率は、令和元年度の介護保険料率1.73%よりも0.06%ポイント上昇し、1.79%となります。

なお、介護納付金については、令和2年度は10,500億円の見込みであり、令和元年度から200億円減少する見込みです。これは、前々年度（30年度）のマイナス精算（▲600億円）の影響が大きいことと併せて、被用者保険間の負担方法における総報酬割の拡大（3/4→完全総報酬割）の影響等により、概算額の伸びが鈍化していること等によるものです。